

VI. 連結情報

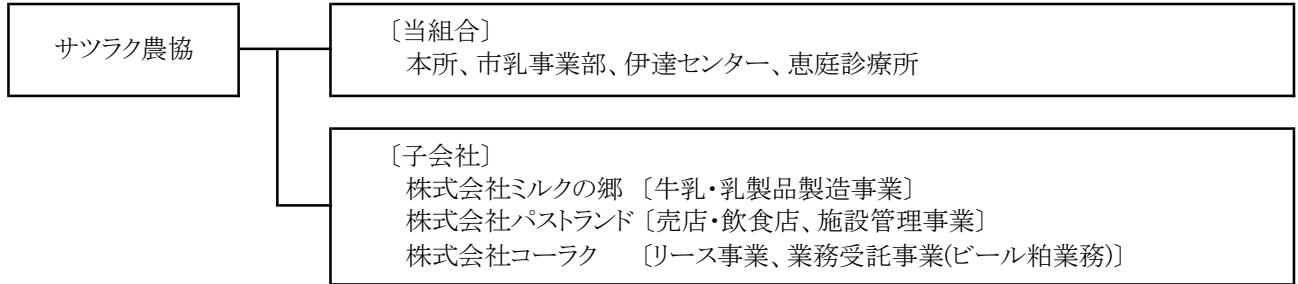
1. 組合およびその子会社の主要な事業の内容および組織の構成

(1) 組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成

■ グループの概況

サツラク農業協同組合のグループは、当組合、子会社3社で構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は3社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



(2) 組合の子会社に関する事項

■ 子会社について

会社名	代表者名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金総額	当組合の議決権比率	当組合及び他の子会社等の議決権比率
株式会社ミルクの郷	山本裕康	札幌市東区丘珠町573番地27	牛乳・乳製品製造事業	平成10年2月20日	30,000千円	70.00%	70.00%
株式会社パストランド	川口谷仁	札幌市東区丘珠町573番地27	売店・飲食店施設管理事業	平成8年4月16日	40,000千円	99.82%	99.82%
株式会社コーラク	川口谷仁	札幌市東区苗穂町3丁目3番7号(サツラク本所内)	リース事業 ビール粕業務	昭和19年9月8日	40,000千円	99.75%	99.75%

■ 子会社の財務内容

会社名	決算日	事業収益	経常利益	当期純利益	総資産	純資産
株式会社ミルクの郷	令和7年12月31日	7,879,240千円	44,248千円	30,449千円	1,730,983千円	585,728千円
株式会社パストランド	令和7年12月31日	91,891千円	▲460	▲537	70,589千円	67,020千円
株式会社コーラク	令和7年12月31日	38,079千円	3,753千円	4,701千円	86,003千円	79,604千円

2. 連結事業概況(令和7年度)

■ 直近の事業年度における事業の概要

◇ 連結事業の概況

令和7年度のサツラク農業協同組合の連結決算は、子会社を連結しております。

連結決算の内容は、連結経常利益305百万円、連結当期剰余金251百万円、連結純資産4,005百万円、連結総資産24,136百万円で、連結自己資本比率は32.69%となりました。

● 株式会社ミルクの郷

令和7年度は、計画・前年並みの受託数量46,241kℓを確保し、生産コスト全般が高騰する厳しい環境下においても、社員一人ひとりの協力のもと「効率の改善」および「安定した製品供給」に努め、税引前当期純利益は44,248千円と計画(36,587千円)を上回ることができました。

● 株式会社パストランド

令和7年度は、来客利用者数が48.4千人(前年比108.9%)と好調に推移しましたが、人件費や設備の更新・修繕などに係る費用の増加により、税引前当期純利益は▲455千円と計画(1,020千円)を下回りました。

● 株式会社コーラク

令和7年度は、リース事業の新規契約が6件、投資額8,482千円と昨年より29百万円減少しましたが、サツラク農協購買課とのリース契約物件(飼料タンク等)を飼料メーカー等への売却等により、税引前当期純利益は6,330千円と計画(5,516千円)を上回ることができました。

なお、今後の方針につきましては、令和7年12月18日開催の取締役会において、「事業終了計画」が承認され、令和8年6月30日を解散予定日として諸準備を進めております。

3. 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結CF、連結注記表及び連結剰余金計算書

■ 連結貸借対照表

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	科 目	令和6年度	令和7年度
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
1 信用事業資産	18,999,131	18,716,508	1 信用事業負債	18,717,026	18,100,571
(1) 現金及び預金	10,781,961	10,071,169	(1) 貯金	18,549,692	17,955,801
(2) 有価証券	—	—	(2) 借入金	—	19,914
(3) 貸出金	8,152,811	8,582,139	(3) その他の信用事業負債	167,334	124,856
(4) その他の信用事業資産	67,019	65,375	2 共済業負債	36,632	34,986
(5) 貸倒引当金	△ 2,661	△ 2,175	(1) 共済資金	21,876	20,139
2 共済事業資産	520	154	(2) その他の共済事業負債	14,756	14,848
(1) その他の共済事業資産	521	154	3 経済事業負債	1,614,660	1,704,132
(2) 貸倒引当金	△ 0	△ 0	(1) 支払手形及び経済事業未払金	943,653	1,006,630
3 経済事業資産	2,214,405	2,078,416	(2) その他の経済事業負債	671,008	697,502
(1) 受取手形及び経済事業未収金	1,545,187	1,522,247	4 設備借入金	—	—
(2) 棚卸資産	303,636	260,643	5 雑負債	193,448	230,280
(3) その他の経済事業資産	366,366	296,257	(1) 税未払金	52,920	70,703
(6) 貸倒引当金	△ 785	△ 732	(2) リース債務	2,086	1,218
4 雑資産	33,105	50,000	(3) その他の雑負債	138,442	158,359
(1) その他の雑資産	33,105	50,000	6 諸引当金	11,742	13,592
(2) 貸倒引当金	△ 0	△ 0	(1) 役員退職慰労引当金	11,742	13,592
5 固定資産	2,401,413	2,392,772	7 繰延税金負債	31,862	47,187
(1) 有形固定資産	2,390,454	2,377,305	8 負ののれん	—	—
建物構築物	(739,800)	(696,784)	負債の部合計	20,605,370	20,130,749
車両運搬具	(22,130)	(23,676)	(純 資 産 の 部)		
機械装置	(198,343)	(212,894)	1 組合員資本	3,602,776	3,719,558
工具器具備品	(61,300)	(53,726)	(1) 出資金	1,285,326	1,268,538
土地	(1,363,687)	(1,363,687)	(2) 資本準備金	1,854	1,854
建設仮勘定	(4,860)	(22,460)	(3) 利益剰余金	2,317,375	2,453,405
リース資産	(—)	(—)	(4) 処分未済持分	△ 1,779	△ 4,239
一括償却資産	(333)	(4,077)	(5) 子会社所有親組合出資金	—	—
(2) 無形固定資産	10,959	15,467	2 評価・換算差額等	82,513	109,301
ソフトウェア	(4,046)	(4,383)	(1) その他有価証券評価差額金	82,513	109,301
ソフトウェア仮勘定	(6,600)	(10,770)	3 非支配株主持分	167,445	176,031
電話加入権	(314)	(314)			
6 外部出資	768,944	840,427	純資産の部合計	3,852,734	4,004,890
(1) 外部出資	771,944	843,427	負債及び純資産の部合計	24,458,103	24,135,639
(2) 外部出資等損失引当金	△ 3,000	△ 3,000			
7 退職給付にかかる資産	40,585	57,362			
8 繰延税金資産	—	—			
9 繰延資産	—	—			
資産の部合計	24,458,103	24,135,639			

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度	科 目	令和6年度	令和7年度
1 事業総利益	1,348,182	1,323,322	(9) 畜産事業収益	11,446	14,121
事業収益	10,988,621	11,502,385	(10) 畜産事業費用	4,514	4,329
事業費用	9,640,439	10,179,062	畜産事業総利益	6,932	9,793
(1) 信用事業収益	162,883	187,660	(11) 市乳事業収益	9,133,853	9,576,442
資金運用収益	148,029	175,679	(12) 市乳事業費用	8,349,207	8,825,411
(うち預金利息)	(1,397)	(16,738)	市乳事業総利益	784,646	751,031
(うち受取奨励金)	(46,833)	(42,885)	(13) その他事業収益	186,950	194,639
(うち有価証券利息)	(-)	(-)	(14) その他事業費用	64,831	65,128
(うち貸出金利息)	(96,417)	(112,760)	その他事業総利益	122,119	129,510
(うちその他受入利息)	(3,382)	(3,297)	2 事業管理費	1,029,287	1,041,016
役務取引等収益	10,046	7,858	(1) 人件費	800,695	781,339
その他事業直接収益	-	-	(2) その他事業管理費	228,592	259,677
その他経常収益	4,808	4,123	事業利益	318,895	282,307
(2) 信用事業費用	19,400	61,438	3 事業外収益	110,853	99,702
資金調達費用	11,581	32,765	(1) 受取雑利息	101	82
(うち貯金利息)	(10,084)	(31,172)	(2) 受取出資配当金	8,537	9,334
(うち給付補填備金繰入)	(9)	(137)	(3) 持分法による投資益	-	-
(うち借入金利息)	(110)	(117)	(4) 賃貸料	3,115	2,914
(うちその他支払利息)	(1,378)	(1,339)	(5) 販売事業外収益	86,148	76,338
役務取引等費用	3,386	3,450	(6) その他の事業外収益	12,952	11,034
その他事業直接費用	-	-	4 事業外費用	86,147	77,243
その他経常費用	4,433	25,224	(1) 支払雑利息	-	-
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(-)	(2) 持分法による投資損	-	-
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 17,571)	(△ 485)	(3) 寄付金	-	-
信用事業総利益	143,483	126,222	(4) 販売事業外費用	86,148	76,338
(3) 共済事業収益	42,370	45,788	(5) 貸倒引当金繰入額 (事業外)	-	0
共済付加収入	40,032	43,070	(6) 貸倒引当金戻入益 (事業外)	△ 1	-
その他の収益	2,338	2,718	(7) その他の事業外費用	-	905
(4) 共済事業費用	1,377	1,354	経常利益	343,601	304,766
共済推進費及び共済保全費	1,377	1,354	5 特別利益	408	11,069
その他の費用	△ 0	△ 0	(1) 固定資産処分益	408	11,034
共済事業総利益	40,993	44,434	(2) その他の特別利益	-	35
(5) 購買事業収益	1,212,112	1,219,188	6 特別損失	491	1,675
購買品供給高	1,193,309	1,202,042	(1) 固定資産処分損	491	1,675
購買手数料	12,866	15,429	(2) 固定資産圧縮損	-	-
その他の収益	5,938	1,717	(3) 減損損失	-	-
(6) 購買事業費用	1,140,928	1,143,633	(4) 災害損失	-	-
購買品供給原価	1,083,871	1,122,762	(5) その他の特別損失	-	-
購買品供給費	39,439	15,435	税金等調整前当期利益	343,518	314,159
その他の費用	17,618	5,437	法人税・住民税及び事業税	(65,182)	(49,914)
購買事業総利益	71,184	75,555	過年度法人税追徴税額	(-)	(-)
(7) 販売事業収益	323,213	342,702	法人税等調整額	(12,593)	(3,607)
販売手数料	71,168	75,001	法人税等合計	77,775	53,522
受入集乳費	246,521	256,653	当期利益	265,742	260,638
その他の収益	5,524	11,048	非支配株主に帰属する当期利益	28,080	9,146
(8) 販売事業費用	144,389	155,925	当期剰余金	237,662	251,492
販売費	136,942	154,466			
その他の費用	7,447	1,458			
販売事業総利益	178,824	186,777			

■連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	343,518	314,159
減価償却費	340,713	157,209
減損損失	-	-
役員退職慰労引当金の増加額(△は減少)	-	13,592
貸倒引当金の増加額(△は減少)	△ 23,071	△ 539
退職給付引当金の増加額(△は減少)	4,801	△ 28,518
外部出資等損失引当金の増減額	-	-
信用事業資金運用収益	△ 162,883	△ 187,660
信用事業資金調達費用	19,400	61,438
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 8,638	△ 9,416
支払雑利息	-	-
有価証券関係損益	-	-
固定資産売却損益(△は益)	△ 388	△ 8,419
固定資産除去損	253	240
固定資産圧縮損	-	-
一般補助金	-	-
外部出資関係損益(△は益)	-	-
その他損益	-	-
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(△)減	△ 589,327	△ 429,328
預金の純増(△)減	822,000	670,000
貯金の純増減(△)	△ 137,566	△ 593,891
信用事業借入金純増減	-	19,914
その他の信用事業資産の純増(△)減	△ 4,805	12,180
その他の信用事業負債の純増減(△)	92,854	△ 57,049
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減(△)	4,392	△ 1,738
その他の共済事業資産の純増(△)減	△ 336	367
その他の共済事業負債の純増減(△)	473	92
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	△ 103,787	22,940
棚卸資産の純増(△)減	13,686	42,993
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	△ 12,169	62,978
その他経済事業資産の純増(△)減	14,954	70,109
その他経済事業負債の純増減(△)	△ 42,010	26,494
(その他の資産及び負債の増減)		
未払消費税等の増減額(△)	△ 22,378	24,544
その他の資産の純増(△)減	△ 18,730	△ 16,895
その他の負債の純増減(△)	△ 27,516	19,050
信用事業資金運用による収入	163,215	177,135
信用事業資金調達による支出	△ 19,400	△ 46,877
事業の利用分量に対する配当金の支払額	△ 59,610	△ 102,747
小 計	587,645	212,354
雑利息及び出資配当金の受取額	8,638	9,416
法人税等の支払額	△ 97,294	△ 56,675
過年度遡及会計適用による影響額	-	-
事業活動によるキャッシュ・フロー	498,989	165,095
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	-	-
有価証券の売却による収入	-	-
補助金の受入れによる収入	-	-
固定資産の取得による支出	△ 408,430	△ 148,807
固定資産の売却による収入	388	8,419
外部出資による支出	△ 32,910	△ 32,976
外部出資の売却等による収入	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 440,952	△ 173,364
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備の借入による収入	-	-
設備借入金の返済による支出	-	-
出資の増額による収入	142,275	40,632
出資の払戻による支出	△ 175,572	△ 57,420
持分の譲渡による収入	18,024	1,779
持分の取得による支出	△ 1,779	△ 4,309
出資配当金の支払額	△ 12,799	△ 12,749
非支配株主への配当金支払額	△ 450	△ 456
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 30,301	△ 32,523
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	27,736	△ 40,792
6 現金及び現金同等物の期首残高	64,225	91,961
7 現金及び現金同等物の期末残高	91,961	51,169

【注記】この計算書におけるキャッシュ(資金)の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。

令和 6 年度【連結注記表】

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社 3社

株式会社 ミルクの郷

株式会社 パストランド

株式会社 コーラク

(2) 連結される子会社の事業年度に関する事項

①12月末日 3社

②当組合及び連結される全ての子会社の決算日は、毎年12月末日であります。

(3) 連結される子会社の資産及び負債の評価に関する事項

当組合の出資と子会社の資本との連結に伴う子会社の資産と負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(4) のれんの償却に関する事項

のれんの残高はないので適用しておりません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法

①その他有価証券

[市場価格のない株式等以外のもの]

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却は移動平均法により算定)

[市場価格のない株式等]

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①購買品 移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

②販売品(製品および商品) 移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

③その他の棚卸資産(原材料) 移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

④その他の棚卸資産(貯蔵品) 移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに市乳工場等の機械及び一部備品及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しています。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権

及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除しその残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

②外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

①収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・購買事業(農業関連)

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・市乳事業

牛乳乳製品の製造を子会社の株式会社ミルクの郷へ委託し小売店等の販売店に供給する事業であり、当組合は小売店等との契約に基づき、製品を引き渡す義務を負っております。この小売店等に対する履行義務は、製品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②貸手側のファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

貸手となっている所有権移転ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しています。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額五百円未満の科目については「0」で表示しています。また、期末残高のない勘定科目は「-」で表示しております。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業

間の内部損益を除去した額を記載しております。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 59,252 千円(繰延税金負債との相殺前)

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和 6 年 12 月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額はありません

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和 6 年 12 月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期経営計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 3,446 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 254,217 千円であり、その内訳は次の通りです。

建物構築物 193,974 千円、機械装置 50,705 千円、工具器具備品 9,538 千円

(2) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額 該当ありません

理事、監事に対する金銭債務の総額 該当ありません

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法 35 条の 2 第 2 項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金(担保とされた貯金総額を超えないものに限る)、その他の組合の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の組合の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他職務遂行の対価として組合から受ける財産上の利益をいう。)の給付

(3) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

①債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権はありません。危険債権額は 24,293 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

②債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

5. 連結損益計算書関係

(1) 減損損失の状況

該当ありません。

(2) 棚卸資産評価の状況

市乳事業費用には、低価法による洗い替えにより、前期生クリーム評価損戻入益 3,793 千円と当期生クリーム評価損 949 千円が含まれております。

6. 有価証券関係

有価証券には、「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

① その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	56,550 千円	170,549 千円	113,999 千円
合計		56,550 千円	170,549 千円	113,999 千円

(2) 当期中に売却したその他有価証券

該当ありません

(3) 有価証券の減損処理の状況

該当ありません

7. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき日本生命保険相互会社との契約による確定給付企業年金制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	33,644 千円
①退職給付費用	△ 55,761 千円
②年金資産(確定給付企業年金制度)への拠出金	62,702 千円
調整額合計	6,941 千円 ①+②
期末における前払年金費用	40,585 千円 期首+調整額

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

①退職給付債務	△787,247 千円
②年金資産(確定給付型年金制度)	827,832 千円
③未積立退職給付債務	40,585 千円 ①+②
④貸借対照表計上額純額	40,585 千円 ③
⑤前払年金費用	40,585 千円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

①簡便法で計算した退職給付費用	55,761 千円
-----------------	-----------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 8,584 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 64,114 千円となっています。

8. 税効果会計関係

外部出資等損失引当金	829 千円
役員退職慰労引当金	3,243 千円
減損損失否認額	47,577 千円
未払事業税	3,292 千円
その他	4,311 千円
繰延税金資産小計	59,252 千円
評価性引当額	△48,417 千円
繰延税金資産合計(A)	10,835 千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△11,210 千円
その他有価証券評価差額金	△31,487 千円
繰延税金負債合計(B)	△42,697 千円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△31,862 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.20%

受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.23%
事業分量配当金	△7.99%
住民税均等割等	1.12%
その他	1.92%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>22.64%</u>

9 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略おります。

10. 重要な後発事象

該当ありません。

令和7年度【連結注記表】

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社 3社

株式会社 ミルクの郷

株式会社 パストランド

株式会社 コーラク

(2) 連結される子会社の事業年度に関する事項

①12月末日 3社

②当組合及び連結される全ての子会社の決算日は、毎年12月末日であります。

(3) 連結される子会社の資産及び負債の評価に関する事項

当組合の出資と子会社の資本との連結に伴う子会社の資産と負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(4) のれんの償却に関する事項

のれんの残高はないので適用しておりません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法

①その他有価証券

[市場価格のない株式等以外のもの]

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却は移動平均法により算定)

[市場価格のない株式等]

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①購買品 移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

②販売品(製品および商品) 移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

③その他の棚卸資産(原材料) 移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

④その他の棚卸資産(貯蔵品) 移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに市乳工場等の機械及び一部備品及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しています。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権

及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除しその残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

②外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

①収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・購買事業(農業関連)

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・市乳事業

牛乳乳製品の製造を子会社の株式会社ミルクの郷へ委託し小売店等の販売店に供給する事業であり、当組合は小売店等との契約に基づき、製品を引き渡す義務を負っております。この小売店等に対する履行義務は、製品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②貸手側のファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

貸手となっている所有権移転ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しています。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額五百円未満の科目については「0」で表示しています。また、期末残高のない勘定科目は「-」で表示しております。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業

間の内部損益を除去した額を記載しております。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）12,939 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和 7 年 12 月に作成した単年度経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額はありません

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和 7 年 12 月に作成した単年度計画を基礎として算出しており、単年度計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 2,907 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法 「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 254,017 千円であり、その内訳は次の通りです。

建物構築物 193,974 千円、機械装置 50,505 千円、工具器具備品 9,538 千円

(2) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額 該当ありません

理事、監事に対する金銭債務の総額 該当ありません

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法 35 条の 2 第 2 項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金(担保とされた貯金総額を超えないものに限る)、その他の組合の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の組合の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他職務遂行の対価として組合から受ける財産上の利益をいう。)の給付

(3) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

① 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権はありません。危険債権額は 22,483 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

② 債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

5. 連結損益計算書関係

(1) 減損損失の状況

該当ありません。

(2) 棚卸資産評価の状況

市乳事業費用には、低価法による洗い替えにより、前期生クリーム評価損戻入益 949 千円と当期生クリーム評価損 2,581 千円が含まれております。

6. 有価証券関係

有価証券には、「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

① その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	57,736 千円	210,242 千円	152,506 千円
合計		57,736 千円	210,242 千円	152,506 千円

(2) 当期中に売却したその他有価証券

該当ありません

(3) 有価証券の減損処理の状況

該当ありません

7. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき日本生命保険相互会社との契約による確定給付企業年金制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	40,585 千円
①退職給付費用	△ 48,607 千円
②年金資産(確定給付企業年金制度)への拠出金	65,384 千円
調整額合計	16,777 千円 ①+②
期末における前払年金費用	57,362 千円 期首+調整額

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

①退職給付債務	△794,642 千円
②年金資産(確定給付型年金制度)	852,004 千円
③未積立退職給付債務	57,362 千円 ①+②
④貸借対照表計上額純額	57,362 千円 ③
⑤前払年金費用	57,362 千円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

①簡便法で計算した退職給付費用	48,607 千円
-----------------	-----------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 8,841 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 59,175 千円となっています。

8. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	778 千円
外部出資等損失引当金	850 千円
役員退職慰労引当金	3,851 千円
減損損失否認額	48,692 千円
未払事業税	2,516 千円
その他	5,913 千円
繰延税金資産小計	62,600 千円
評価性引当額	△49,555 千円
繰延税金資産合計(A)	13,045 千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△16,250 千円
その他有価証券評価差額金	△43,205 千円
損金に算入した中間納付仮払事業税等	△777 千円
繰延税金負債合計(B)	△60,232 千円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△47,187 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.26%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.28%
事業分量配当金	△9.92%
住民税均等割等	1.22%
各種税額控除等	△2.00%
その他	0.14%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>17.04%</u>

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.62%から28.33%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)は1,383千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,083千円減少し、法人税等調整額は300千円減少しております。

9 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略おります。

10. 重要な後発事象

該当ありません。

■ 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	6年度	7年度
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	1,854	1,854
資本剰余金増加高		
資本剰余金減少高		
資本剰余金期末残高	1,854	1,854
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	2,152,121	2,317,374
利益剰余金増加高	237,662	251,492
当期剰余金	(237,662)	(251,492)
利益剰余金減少高	72,409	115,461
出資配当金	(12,799)	(12,714)
事業分量配当金	(59,610)	(102,747)
利益剰余金期末残高	2,317,374	2,453,405

4. 農協法に基づく開示債権の状況

(単位：百万円)

項 目	6年度	7年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額			
危険債権額	24	22	△ 2
要管理債権額			
三月以上延滞債権額			
貸出条件緩和債権額			
小 計	24	22	△ 2
正常債権額	8,204	8,617	413
合 計	8,228	8,639	411

注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注3) 要管理債権

「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

注4) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注5) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

注6) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

5. 連結事業年度の最近5年間の主要な経営指標

(単位:百万円)

項 目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
連結事業収益	10,087	9,695	10,517	11,073	11,581
信用事業収益	164	159	160	163	188
共済事業収益	44	41	42	42	46
農業関連事業収益	9,694	9,296	10,132	10,681	11,152
その他事業収益	185	199	183	187	195
連結経常利益	283	193	319	344	305
連結当期剰余金	209	147	221	238	251
連結純資産額	3,488	3,546	3,684	3,853	4,005
連結総資産額	24,000	24,349	24,444	24,458	24,136
連結自己資本比率	23.47%	24.66%	26.25%	26.08%	32.69%

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

6. 連結事業年度の事業別経常収支等

(単位:百万円)

		6年度	7年度
信用事業	事業収益	163	188
	経常利益	40	25
	資産の額	19,362	19,092
共済事業	事業収益	42	46
	経常利益	14	14
	資産の額	100	105
農業関連事業	事業収益	10,681	11,152
	経常利益	307	282
	資産の額	4,860	4,793
その他事業	事業収益	187	195
	経常利益	△ 17	△ 16
	資産の額	136	146
合 計	事業収益	11,073	11,581
	経常利益	344	305
	資産の額	24,458	24,136

7. 連結自己資本の充実の状況

連結自己資本比率の状況

令和7年12月末における自己資本比率は、32.69%となりました。
連結自己資本は、組合員の普通出資による資本調達を行っております。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	サツラク農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本にかかる基礎的項目に算入した額	<u>1,269百万円(前年度1,285百万円)</u>

(1)自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	6年度	7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る組員資本の額	3,487	3,589
うち、出資金及び資本準備金の額	1,287	1,270
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	2,317	2,453
うち、外部流出予定額(△)	-116	-130
うち、上位以外に該当するものの額	-2	-4
コア資本に算入される評価・換算差額等		
うち、退職給付に係るものの額		
コア資本に係る調整後非支配株主の額	168	176
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3	3
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3	3
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	3,658	3,768
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)の額の合計額	11	15
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	11	15
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)の額		0
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額金であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	41	57
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限り)に関連するものの額		
特定項目に係る15%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限り)に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	52	72
自己資本		
自己資本の額(イ)-(ロ)(ハ)	3,606	3,696
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	11,386	11,038
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関向けエクスポージャー		
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,442	266
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	13,828	11,304
連結自己資本比率		
連結自己資本比率(ハ)/(ニ)	26.08%	32.69%

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、2025年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分毎の内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	31		
我が国の中央政府及び中央銀行向け			
外国の中央政府及び中央銀行向け			
国際決済銀行等向け			
我が国の地方公共団体向け			
外国の中央政府等以外の公共部門向け			
国際開発銀行向け			
地方公共団体金融機構向け			
我が国の政府関係機関向け			
地方三公社向け			
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	10,786	2,157	86
法人等向け	159	98	4
中小企業等向け及び個人向け	921	378	15
抵当権付住宅ローン	2,220	600	24
不動産取得等事業向け	260	250	10
三月以上延滞等			
取立未済手形	5	1	0
信用保証協会等保証付	2,279	224	9
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 共済約款貸付			
出資等	322	322	13
(うち出資等のエクスポージャー)	322	322	13
(うち重要な出資のエクスポージャー)			
上記以外	7,433	7,356	294
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象 普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該 当するもの以外のものに係るエクスポージャー)			
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資 本調達手段に係るエクスポージャー)	526	1,314	53
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係 るエクスポージャー)	7	7	0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保 有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC開 連調達手段に関するエクスポージャー)			
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保 有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエク スポージャー)			
(うち上記以外のエクスポージャー)	6,900	6,035	241
証券化			
(うちSTC要件適用分)			
(うち非STC適用分)			
再証券化			
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			
(うちルックスルー方式)			
(うちマンドート方式)			
(うち蓋然性方式250%)			
(うち蓋然性方式400%)			
(うちフォールバック方式)			
経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入され なかったものの額(△)			
標準的手法を適用するエクスポージャー別計			
CVAリスク相当額÷8%			
中央清算機関関連エクスポージャー			
合計(信用リスク・アセットの額)	24,416	11,386	455
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>		2,442	98
所要自己資本額計		13,828	553

- 注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 注4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 注5) 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 注6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 注7) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 注8) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当組合では基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	7年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	37		
我が国の中央政府及び中央銀行向け			
外国の中央政府及び中央銀行向け			
国際決済銀行等向け			
我が国の地方公共団体向け			
外国の中央政府等以外の公共部門向け			
国際開発銀行向け			
地方公共団体金融機構向け			
我が国の政府関係機関向け			
地方三公社向け			
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け (うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	10,081	2,016	81
ガバード・ボンド向け			
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。) (うち特定貸付債権向け)	9		
中堅中小企業等向け及び個人向け (うちトランザクター向け)	1,991	773	31
	89	4	0
不動産関連向け	4,388	1,816	73
(うち自己居住用不動産等向け)	4,249	1,745	70
(うち賃貸用不動産向け)	60	16	1
(うち事業用不動産関連向け)	78	55	2
(うちその他不動産関連向け)			
(うちADC向け)			
劣後債券及びその他資本性証券等			
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	23	25	1
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 取立未済手形	3	1	0
信用保証協会等による保証付	2,196	215	9
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 株式等	364	364	15
共済約款貸付			
上記以外	4,992	5,828	233
(うち重要な出資のエクスポージャー) (うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及び その他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクス ポージャー)			
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクス ポージャー)	557	1,393	56
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポ ージャー)			
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金 融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポ ージャー)			
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の 金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポ ージャー)			
(うち上記以外のエクスポージャー)	4,434	4,434	177
証券化			
(うちSTC要件適用分)			
(短期STC要件適用分)			
(うち不良債権証券化適用分)			
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)			
再証券化			
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			
(うちルックスルー方式)			
(うちマンドート方式)			
(うち蓋然性方式250%)			
(うち蓋然性方式400%)			
(うちフォールバック方式)			
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入され なかったものの額(△)			
標準的手法を適用するエクスポージャー別計			
CVAリスク相当額÷8%(簡便法)			
中央清算機関関連エクスポージャー			
合計(信用リスク・アセットの額)	24,084	11,038	442

マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 <簡易方式又は標準的方式>	マーケット・リスク相当額をの 合計額を8%で除して得た額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
	266	11
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要 自己資本額 b=a×4%
	11,304	452

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位:百万円)

	7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	266
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	11
BI	177
BIC	21

- 注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注3) 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 注4) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- 注5) オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

(3) 信用リスクに関する事項

リスク管理の手法及び手続の概要

連結グループでは、当組合以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。

なお、JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

① 標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

注1)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

		6年度				7年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー
法人	農業	234	234			212	212		
	林業								
	水産業								
	製造業					9	9		
	鉱業								
	建設・不動産業	1	1						
	電気・ガス・熱供給・水道業								
	運輸・通信業								
	金融・保険業	10,747				10,084			
	卸売・小売・飲食・サービス業								
	日本国政府・地方公共団体								
	上記以外	476	151			1,057	156		
	個人	7,775	7,738		0.07	8,533	8,229		0.07
その他	5,364	-			4,404	-			
業種別残高計		24,597	8,124		0.07	24,299	8,606		0.07
1年以下		10,999	286			9,377	298		
1年超3年以下		195	195			1,163	209		
3年超5年以下		335	335			414	414		
5年超7年以下		358	358			319	319		
7年超10年以下		446	446			505	505		
10年超		6,485	6,485			6,831	6,831		
期限の定めのないもの		5,779	19		0.07	5,690	30		0.07
残存期間別残高計		24,597	8,124		0.07	24,299	8,606		0.07
信用リスク期末残高		24,597	8,124		0.07	24,299	8,606		0.07

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

注2) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注3) 「その他」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

注4) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

注5) 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	6年度						7年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	26,341	3,279		26,341	▲ 23,062	3,279	3,279	2,751		3,279	▲ 528	2,751
個別貸倒引当金	66					66	66					66

※一般貸倒引当金の期中増加額については、自己査定に係る取扱基準改訂に伴い、法定繰入率による補正が廃止され、中央会が毎期提供する「貸倒実績率全道とりまとめ表」に基づく補正へ変更したことにより繰入率が低下し、前年に比べ大幅に減少しております。

④ 地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

	6年度						7年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業				0						0	
	林業				0						0	
	水産業				0						0	
	製造業				0						0	
	鉱業				0						0	
	建設・不動産業				0						0	
	電気・ガス・熱供給・水道業				0						0	
	運輸・通信業				0						0	
	金融・保険業				0						0	
	卸売・小売・飲食・サービス業				0						0	
上記以外				0						0		
個人		66			66		66			66		
業種別計	0	66	0	0	66	0	66	0	0	66	0	

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位:百万円)

項目	7年度						
	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 F(=E/(C+D))
		オン・バラ ンス資産 項目 A	オフ・バラ ンス資産 項目 B	オン・バラ ンス資産 項目 C	オフ・バラ ンス資産 項目 D	信用リス ク・ア セットの 額 E	
現金	0	37		37			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0						
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150						
国際決済銀行等向け	0						
我が国の地方公共団体向け	0						
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150						
国際開発銀行向け	0～150						
地方公共団体金融機構向け	10～20						
我が国の政府関係機関向け	10～20						
地方三公社向け	20						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	10,081		10,081		2,016	20%
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150						
カバード・ボンド向け	10～100						
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	9		9			
（うち特定貸付債権向け）	20～150						
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	1,975	152	1,942	15	773	39%
（うちトランザクター向け）	45		89		9	4	44%
不動産関連向け	20～150	4,388		4,376		1,816	41%
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	4,249		4,242		1,745	41%
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	60		55		16	29%
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	78		78		55	71%
（うちその他不動産関連向け）	60						
（うちADC向け）	100～150						
劣後債券及びその他資本性証券等	150						
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	23		23		25	109%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100						
取立未済手形	20	3		3		1	33%
信用保証協会等による保証付	0～10	2,196		2,146		215	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10						
株式等	250～400	364		364		364	100%
共済約款貸付	0						
上記以外	100～1250	4,992		4,992		5,828	117%
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250						
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400						
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	557		557		1,393	250%
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250						
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250						
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150						
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	4,434		4,434		4,434	100%
証券化	—						
（うちSTC要件適用分）	—						
（短期STC要件適用分）	—						
（うち不良債権証券化適用分）	—						
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—						
再証券化	—						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—						
未決済取引	—						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—						
合計(信用リスク・アセットの額)	—	24,068	152	23,973	15	11,038	46%

注1) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、6年度については、記載していません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位:百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他						合計	
我が国の中央政府及び中央銀行向け													
外国の中央政府及び中央銀行向け													
国際決済銀行等向け													
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他					合計	
我が国の地方公共団体向け													
外国の中央政府等以外の公共部門向け													
地方公共団体金融機構向け													
我が国の政府関係機関向け													
地方三公社向け													
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他					合計	
国際開発銀行向け													
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他				合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	10											10	
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)													
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他				合計	
カバード・ボンド向け													
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他			合計	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)													
(うち特定貸付債権向け)													
	100%	150%	250%	400%	その他							合計	
劣後債券及びその他資本性証券等													
株式等													
	45%	75%	100%	その他								合計	
中堅中小企業等向け及び個人向け				2								2	
(うちトランザクター向け)													
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け(うち自己居住用不動産等向け)	2				1						1	4	
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け(うち賃貸用不動産向け)													
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他						合計	
不動産関連向け(うち事業用不動産関連向け)													
	60%	その他										合計	
不動産関連向け(うちその他不動産関連向け)													
	100%	150%	その他									合計	
不動産関連向け(うちADC向け)													
	50%	100%	150%	その他								合計	
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)													
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞													
	0%	10%	20%	100%	その他							合計	
現金													
取立未済手形													
信用保証協会等による保証付		2										2	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付													
共済約款貸付													

注1) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、6年度については、記載していません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		6年度
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウェイト0%	32
	リスク・ウェイト2%	0
	リスク・ウェイト4%	0
	リスク・ウェイト10%	2,237
	リスク・ウェイト20%	10,791
	リスク・ウェイト35%	1,052
	リスク・ウェイト50%	0
	リスク・ウェイト75%	60
	リスク・ウェイト100%	6,676
	リスク・ウェイト150%	0
	リスク・ウェイト250%	526
	その他	51
	リスク・ウェイト 1250%	0
自己資本控除額	0	
合 計	21,425	

注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

3. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

リスク・ウェイト区分	7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減 効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	16,307,245			16,220,925
40%～70%	864,900	88,600	10	873,739
75%	1,279,968	49,035	10	1,281,245
80%				
85%	254,471			249,394
90%～100%	36,894	10,873	10	37,978
105%～130%				
150%	16,483			16,484
250%	364,383			364,384
400%				
1250%				
その他	44	3,759	10	420
合計	19,124,388	152,267	10	19,044,569

注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。
 信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。
 JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	6年度	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構 向け		
我が国の政府関係機関 向け		
地方三公社向け		
金融機関及び第一種金 融商品取引業者向け		
法人等向け	55	
中小企業等向け及び個 人向け	23	801
抵当権付住宅ローン		1,158
不動産取得等事業向け		
三月以上延滞等		
証券化		
中央清算機関関連		
上記以外	98	980
合 計	176	2,939

注1) 「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

注2) 「我が国の政府関係機関向け」には、「地方公営企業等向けエクスポージャー」を含めて記載しています。

注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4) 「上記以外」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

(単位:百万円)

	7年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け			
我が国の政府関係機関向け			
地方三公社向け			
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険 会社向け			
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	9		
中堅中小企業等向け及び個人向け	170	1,495	
自己居住用不動産等向け		1,572	
賃貸用不動産向け			
事業用不動産関連向け			
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	6		
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係 る延滞			
証券化			
中央清算機関関連			
上記以外			
合計	185	3,067	

注1) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注2) 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

注3) 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

注4) 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。

注5) 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(8) マーケット・リスクに関する事項

当組合は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。

また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。

JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容を参照ください。

(12) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法に関する事項

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容を参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク		イ	ロ	ハ	ニ
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	280	351	0	0
2	下方パラレルシフト		0	3	3
3	スティープ化	281	355		
4	フラット化		0		
5	短期金利上昇		0		
6	短期金利低下	20	26		
7	最大値	281	355	3	3
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	3,766		3,654	